

令和7年12月23日 開会

令 和 7 年 第 3 回

枚 方 寢 屋 川 消 防 組 合 議 会

定 例 議 會 案 書

(追 加)

枚 方 寢 屋 川 消 防 組 合

目 次

議案第19号 令和7年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号） . . . 1頁

議案第20号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正 . . . 16頁
について

議案第 19 号

令和 7 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）

令和 7 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74,004 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,336,663 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 12 月 23 日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び 負担金		7,309,264	129,104	7,438,368
	1 負 担 金	7,309,264	129,104	7,438,368
9 組合債		2,852,600	▲ 55,100	2,797,500
	1 組合債	2,852,600	▲ 55,100	2,797,500
歳 入 合 計		10,262,659	74,004	10,336,663

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 消防費		10,026,029	74,004	10,100,033
	1 消防費	10,026,029	74,004	10,100,033
歳 出 合 計		10,262,659	74,004	10,336,663

第2表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

補				正				前	
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法					その他
				区 分	償還期限	据置期間	償還の方法		
消防防災施設		普通貸借 又は 証券発行	4.0%	政府資金 又は損保 その他	25年 以内	3年 以内	半年賦及び年 賦元利均等又 は 半年賦及び年 賦元金均等償 還	組合財政の都合に より償還期限を短 縮し、又は線上償 還もしくは低利に借 換えすることができる。	
整備事業	2,852,600								
計	2,852,600								

(単位:千円)

補				正				後	
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法					その他
				区 分	償還期限	据置期間	償還の方法		
消防防災施設		普通貸借 又は 証券発行	4.0%	政府資金 又は損保 その他	25年 以内	3年 以内	半年賦及び年 賦元利均等又 は 半年賦及び年 賦元金均等償 還	組合財政の都合に より償還期限を短 縮し、又は線上償 還もしくは低利に借 換えすることができる。	
整備事業	2,797,500								
計	2,797,500								

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入 歳 出 準 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 分担金及び負担金	7,309,264	129,104	7,438,368		
(項)					
(1) 負担金	7,309,264	129,104	7,438,368		
1. 負担金	7,309,264	129,104	7,438,368	1. 枚方市負担金	78,798
				2. 寝屋川市負担金	50,306
(款)					
9. 組合債	2,852,600	▲55,100	2,797,500		
(項)					
(1) 組合債	2,852,600	▲55,100	2,797,500		
1. 消防防災施設整備事業債	2,852,600	▲55,100	2,797,500	1. 消防防災施設整備事業債	▲55,100
歳 入 合 計	10,262,659	74,004	10,336,663		

(単位：千円)

細 分		節 額	概 要	說 明
1. 枚方市負担金		78,798	1. 枚方市負担金	78,798
(1) 枚方市負担金 (按分比率 61.0351%)			(1) 枚方市負担金 (按分比率 61.0351%)	78,798
1. 寝屋川市負担金		50,306	2. 寝屋川市負担金	50,306
(1) 寝屋川市負担金 (按分比率 38.9649%)			(1) 寝屋川市負担金 (按分比率 38.9649%)	50,306
1. 消防防災施設整備事業債		▲55,100	1. 消防防災施設整備事業債	▲55,100
(1) 消防自動車整備事業			(1) 消防自動車整備事業	▲55,100

2歳出

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
(款)							
3. 消防費	10,026,029	74,004	10,100,033	-	-	-	74,004
(項)							
(1) 消防費	10,026,029	74,004	10,100,033	-	-	-	74,004
1. 常備消防費	7,064,701	134,889	7,199,590	-	-	-	134,889
3. 消防施設費	2,960,111	▲60,885	2,899,226	-	-	-	▲60,885
歳出合計	10,262,659	74,004	10,336,663	-	-	-	74,004

(単位：千円)

節	細 節	概 要	説 明
区 分	区 分		
金 額	金 額		
2. 給 料	2. 一般職給 68,751	1. 組織体制整備事業経費 (1) 職員給与等管理費 ア. 職員給 イ. 地域手当 ウ. 期末手当 エ. 勤勉手当 オ. 共済組合負担金 カ. 災害補償基金負担金 キ. 再任用職員等雇用保険料 ク. 再任用職員等厚生年金負担金 ケ. 会計年度任用職員（通年任用）厚生年金負担金 ▲554	134,889 68,751 10,679 28,639 27,374 1,658 ▲634 ▲707 ▲813 ▲58
3. 職員手当等	3. 地域手当 10,679 10. 期末手当 28,639 11. 勤勉手当 27,374		
4. 共 済 費	3. 共済組合負担金 1,658 4. 災害補償基金負 担金 ▲634 5. 雇用保険料 ▲707 10. 厚生年金負担金 ▲871	1. 消防機械の整備事業経費 (1) 消防車両等購入費 ア. 起震車購入費 ▲60,885	▲60,885 ▲60,885
17. 備品購入費	2. 機械器具費 ▲60,885		

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(57) 667	26,285	2,730,323	2,349,046	5,105,654	1,041,575	6,147,229	
補正前	(57) 667	26,285	2,661,572	2,282,354	4,970,211	1,042,129	6,012,340	
比較	(0) 0	0	68,751	66,692	135,443	▲ 554	134,889	

()内は、再任用職員及び会計年度任用職員で外書き

職員手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	105,324	325,724	63,120	97,150	296,138	74,924	704,108
	補正前	105,324	315,045	63,120	97,150	296,138	74,924	675,469
	比較	0	10,679	0	0	0	0	28,639
職員手当は、児童手当法に基づく児童手当等を除く	区分	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	住居手当 (千円)				
	補正後	592,898	20,967	68,693				
	補正前	565,524	20,967	68,693				
	比較	27,374	0	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明(千円)	備考
給料	97,049	制度改正に伴う増減分	97,049 人事院勧告による増分	97,049
職員手当	80,212	制度改正に伴う増減分	80,212 人事院勧告による増分 ・地域手当 ・時間外勤務手当 ・期末手当 ・勤勉手当 ・通勤手当	10,679 11,592 28,958 27,647 1,336

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		消防職員
令和7年11月1日 現在	平均給料月額(円)	319,420
	平均給与月額(円)	426,790
	平均年齢(歳)	37歳7月
令和6年11月1日 現在	平均給料月額(円)	301,524
	平均給与月額(円)	400,709
	平均年齢(歳)	37歳5月

上記金額について、再任用職員は、含まれていない

イ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階・職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.20) 2.30	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	
補正前	(1.20) 2.30	(1.20) 2.30	(2.40) 4.60	有	
国の制度	(1.20) 2.30	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	

()内は、再任用職員で外書き

地 方 債 の 前 前 年 度 末 に お け る
当 該 年 度 末 に お け る 現 在 高

区 分		前	前	年	度	末	前	年	度	末	現	在	高
		現	在	高	見	込	額						
1 普通債 (1) 消防	補 正 前				1,669,930					1,395,170			
	補 正 額				—					—			
	補 正 後				1,669,930					1,395,170			

現 在 高 並 び に 前 年 度 末 及 び
の 見 込 み に 関 す る 調 書

(単位:千円)

当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末 現 在 高
当 該 年 度 中 起 債 見 込	當 該 年 度 中 償 還 見 込	元 金 額	見 込 額
	2,852,600	210,059	4,037,711
▲ 55,100		—	▲ 55,100
	2,797,500	210,059	3,982,611

議案第20号

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部を改正する 条例について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月23日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

給料月額、一時金に係る手当の支給率及び通勤手当等を改定するため。

枚方寝屋川消防組合条例第 一 号

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部を改正する条例

(枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正)

第1条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例（昭和26年枚方寝屋川消防組合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第28条中「4,400円」を「4,700円」に、「7,400円」を「7,700円」に改める。

第34条第1項の表中「月額7,100円」を「月額7,300円」に、「月額10,000円」を「月額10,400円」に、「月額12,900円」を「月額13,500円」に、「月額15,800円」を「月額16,600円」に、「月額18,700円」を「月額19,700円」に、「月額21,600円」を「月額22,800円」に、「月額24,400円」を「月額25,900円」に改める。

第36条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第37条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

消防職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額								
1	円 225,600	円 246,600	円 269,600	円 308,200	円 366,800	円 420,700	円 446,700	円 501,800	円 526,500
2	228,000	248,800	271,500	309,200	368,500	422,600	448,800	513,700	538,200
3	230,400	251,000	273,600	310,100	370,100	424,500	450,900		
4	232,800	253,200	275,700	311,000	371,700	426,300	452,800		
5	235,100	255,400	277,700	311,600	373,300	428,100	454,500		
6	237,500	257,400	279,000	312,300	375,100	429,900	456,300		
7	239,900	259,400	280,300	312,900	376,600	431,700	458,200		
8	242,100	261,200	281,600	313,600	378,200	433,500	460,100		
9	244,300	263,000	282,900	314,200	379,500	435,100	461,900		
10	246,400	264,700	284,200	314,900	381,100	436,600	463,700		
11	248,500	266,400	285,400	315,600	382,700	438,100	465,500		
12	250,500	267,800	286,600	316,200	384,200	439,600	467,200		
13	252,400	269,200	287,800	316,900	386,100	441,100	469,000		
14	254,400	271,000	288,800	317,600	388,000	442,400	470,500		
15	256,400	272,300	289,800	318,200	389,900	443,700	471,900		
16	258,000	273,700	291,200	319,000	391,700	444,900	473,400		
17	259,600	275,100	292,300	319,700	393,200	446,100	474,800		
18	261,100	276,300	293,400	320,500	395,000	447,400	476,100		
19	262,600	277,500	294,500	321,500	396,700	448,700	477,200		
20	264,100	278,600	295,600	322,300	398,300	449,900	478,400		
21	265,600	279,900	296,800	323,200	400,000	451,100	479,400		
22	267,100	281,000	297,400	324,400	401,400	451,900	480,100		
23	268,600	282,200	297,900	325,700	402,800	452,700	480,800		
24	270,100	283,300	298,500	327,000	404,200	453,500	481,500		
25	271,600	284,600	298,900	328,200	405,600	454,100	482,100		
26	272,800	285,900	299,500	329,700	406,800	454,700	482,800		
27	274,000	287,100	300,000	331,000	408,000	455,300	483,400		
28	275,200	288,300	300,500	332,000	409,000	455,900	484,000		
29	276,400	289,200	300,900	332,900	410,100	456,600	484,500		
30	277,500	290,200	301,500	334,100	411,300	457,400	485,100		
31	278,600	291,300	302,000	335,200	412,400	457,800	485,700		
32	279,700	292,300	302,500	336,300	413,500	458,500	486,300		
33	281,000	293,500	303,000	337,400	414,200	459,000	486,700		
34	282,300	294,100	303,600	338,600	414,900	459,400	487,200		
35	283,500	294,700	304,000	339,800	415,500	459,800	487,600		
36	284,800	295,300	304,400	340,800	416,200	460,200	487,900		
37	285,700	295,700	304,900	341,900	416,800	460,600	488,200		
38	286,700	296,300	305,500	343,100	417,400	460,900			
39	287,800	296,900	306,100	344,300	417,900	461,200			
40	288,900	297,400	306,600	345,500	418,300	461,500			
41	290,100	297,800	307,200	346,600	418,700	461,800			
42	290,700	298,400	307,900	347,700	418,900	462,100			
43	291,300	299,000	308,600	348,900	419,200	462,400			
44	291,800	299,500	309,200	350,100	419,500	462,700			
45	292,200	299,900	309,800	351,200	419,800	463,000			
46	292,700	300,400	310,600	352,500	420,100				
47	293,200	300,900	311,400	353,700	420,400				
48	293,700	301,400	312,100	354,900	420,700				
49	294,100	301,900	312,900	356,100	420,900				
50	294,600	302,400	313,900	357,400	421,200				
51	295,100	303,000	314,900	358,700	421,400				
52	295,600	303,500	315,900	360,000	421,700				
53	296,100	304,100	316,900	360,900	421,900				
54	296,700	304,700	318,000	362,200	422,200				
55	297,100	305,400	319,000	363,400	422,500				
56	297,500	306,000	320,000	364,600	422,800				
57	298,000	306,600	321,000	365,700	423,000				
58	298,500	307,400	322,100	367,000	423,300				
59	299,000	308,200	323,200	368,400	423,600				
60	299,400	308,900	324,300	369,800	423,800				
61	299,900	309,700	325,100	371,100	424,000				

号給 △	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
62		300,300	310,500	326,200	372,600	424,300				
63		300,800	311,300	327,300	374,100	424,600				
64		301,200	312,200	328,400	375,500	424,800				
65		301,700	313,000	329,300	376,700	425,000				
66		302,200	313,800	330,400	378,100	425,300				
67		302,600	314,600	331,500	379,400	425,600				
68		303,000	315,400	332,600	380,800	425,800				
69		303,500	316,300	333,600	381,900	426,000				
70		303,900	317,100	334,700	383,100	426,300				
71		304,300	318,000	335,900	384,300	426,600				
72		304,800	318,900	337,100	385,500	426,800				
73		305,300	319,500	337,800	386,800	427,000				
74		305,800	320,400	339,100	388,000					
75		306,400	321,300	340,400	389,200					
76		306,800	322,100	341,700	390,300					
77		307,300	322,700	342,900	391,400					
78		307,800	323,600	344,300	392,600					
79		308,400	324,500	345,700	393,700					
80		309,000	325,500	347,100	394,900					
81		309,500	326,400	348,400	396,000					
82		310,000	327,400	350,000	396,600					
83		310,700	328,300	351,500	397,100					
84		311,300	329,300	353,000	397,600					
85		311,900	330,200	354,400	398,200					
86		312,500	331,200	355,900	398,800					
87		313,200	332,200	357,400	399,400					
88		313,900	333,200	358,800	400,000					
89		314,600	334,100	360,100	400,300					
90		315,300	335,400	361,300	400,800					
91		316,000	336,600	362,500	401,300					
92		316,700	337,800	363,800	401,800					
93		317,200	339,000	365,100	402,200					
94			340,300	366,600	402,600					
95			341,500	368,100	403,100					
96			342,700	369,500	403,600					
97			343,900	370,800	404,000					
98			345,200	372,000	404,500					
99			346,400	373,100	405,000					
100			347,600	374,300	405,400					
101				375,400	405,700					
102				376,500	406,100					
103				377,600	406,500					
104				378,700	406,800					
105				379,900	407,100					
106				380,400	407,600					
107				381,000	408,100					
108				381,600	408,600					
109				382,200	408,900					
110				382,700	409,400					
111				383,100						
112				383,600						
113				384,000						
114				384,400						
115				384,900						
116				385,400						
117				385,800						
118				386,300						
119				386,900						

備考

この表は、職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に適用する。

別表第2（第7条、第7条の2関係）

行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額						
1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				
105		311,200	362,800				
106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				
108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額						
124		316,500					
125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	160,240	182,240	215,600	232,080	244,560	265,520	299,840

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部を次のように改正する。

第30条第1項後段を削る。

第36条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第37条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方寝屋川消防組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第25条第1項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附則第3項中「第11条第4項」を「第12条第4項」に改め、「(次項において「施行日前日報酬額」という。)」を削る。

附則中第4項を削る

附則第5項中「第17条」を「第18条」に、「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	195,800 円	242,000 円
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700

63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない会計年度任用職員に適用する。

第4条 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第25条第1項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

(枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(令和4年枚方寝屋川消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「392,000円」を「405,000円」に、「440,000円」を「455,000円」に、「492,000」を「508,000円」に、「555,000円」を「574,000円」に改める。

第5条第4項中「100分の125」を「100分の126.25」に「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例(以下「新給与条例」という。)第28条、第34条第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに任期を1年とする職として管理者が別に定める職にある会計年度任用職員(以下「通年任用の会計年度任用職員」という。)に適用する場合における第3条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「新会計年度任用職員給与条例」という。)別表第2の規定は令和7年4月1日から、新給与条例第36条第2項及び第3項、第37条第2項の規定並びに新会計年度任用職員給与条例第8条第2項及び第25条第1項の規定は同年12月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例

(以下「旧給与条例」という。) 又は第3条の規定による改正前の枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例又は新会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

3 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)において旧給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であってその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における新給与条例の規定による号給(同表において「新号給」という。)は、切替日においてその者が属していた旧給与条例の規定による職務の級及びその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 令和8年3月31日までの間、通年任用の会計年度任用職員以外の会計年度任用職員についての給料月額及び基本報酬の額は、新会計年度任用職員給与条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表 号給の切替表 (附則第3項関係)

消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級
	7級
1	15
2	19

[第1条 枚方復屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について]		改正後（案）	現行												
		<p>（宿日直手当）</p> <p>第28条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員にはその勤務1回につき<u>4,700円</u>を支給する。ただし、管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は<u>7,700円</u>とする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第34条 通勤手当は、次の表の左欄に掲げる職員（次項に規定する者を除く。）に対し、6か月を超えない範囲内で、月の初日からその後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。</p>	<p>（宿日直手当）</p> <p>第28条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員にはその勤務1回につき<u>4,400円</u>を支給する。ただし、管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は<u>7,400円</u>とする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第34条 通勤手当は、次の表の左欄に掲げる職員（次項に規定する者を除く。）に対し、6か月を超えない範囲内で、月の初日からその後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。</p>												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>通勤手当支給対象職員</th> <th>通勤手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>イ 通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動二輪車、その他任命権者が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員</td> <td> 次の各号に掲げる区分に定める額にそ の者の支給対象期間における月数を乗 じて得た額 (1)・(2) [略] (3) 通勤距離が片道10キロメートル以 上15キロメートル未満 <u>月額7,300円</u> (4) 通勤距離が片道15キロメートル以 上20キロメートル未満 <u>月額10,400円</u> (5) 通勤距離が片道20キロメートル以 </td> </tr> </tbody> </table>	通勤手当支給対象職員	通勤手当の額	ア [略]	[略]	イ 通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動二輪車、その他任命権者が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員	次の各号に掲げる区分に定める額にそ の者の支給対象期間における月数を乗 じて得た額 (1)・(2) [略] (3) 通勤距離が片道10キロメートル以 上15キロメートル未満 <u>月額7,300円</u> (4) 通勤距離が片道15キロメートル以 上20キロメートル未満 <u>月額10,400円</u> (5) 通勤距離が片道20キロメートル以	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通勤手当支給対象職員</th> <th>通勤手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>イ 通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動二輪車、その他任命権者が特に承認する（1）・（2） [略]（3） 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 <u>月額7,100円</u>（4） 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 <u>月額10,000円</u>（5） 通勤距離が片道20キロメートル以 </td> <td> 次の各号に掲げる区分に定める額にそ の者の支給対象期間における月数を乗 じて得た額 (1)・(2) [略] (3) 通勤距離が片道10キロメートル以 上15キロメートル未満 <u>月額7,100円</u> (4) 通勤距離が片道15キロメートル以 上20キロメートル未満 <u>月額10,000円</u> (5) 通勤距離が片道20キロメートル以 </td> </tr> </tbody> </table>	通勤手当支給対象職員	通勤手当の額	ア [略]	[略]	イ 通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動二輪車、その他任命権者が特に承認する（1）・（2） [略]（3） 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 <u>月額7,100円</u> （4） 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 <u>月額10,000円</u> （5） 通勤距離が片道20キロメートル以	次の各号に掲げる区分に定める額にそ の者の支給対象期間における月数を乗 じて得た額 (1)・(2) [略] (3) 通勤距離が片道10キロメートル以 上15キロメートル未満 <u>月額7,100円</u> (4) 通勤距離が片道15キロメートル以 上20キロメートル未満 <u>月額10,000円</u> (5) 通勤距離が片道20キロメートル以
通勤手当支給対象職員	通勤手当の額														
ア [略]	[略]														
イ 通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動二輪車、その他任命権者が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員	次の各号に掲げる区分に定める額にそ の者の支給対象期間における月数を乗 じて得た額 (1)・(2) [略] (3) 通勤距離が片道10キロメートル以 上15キロメートル未満 <u>月額7,300円</u> (4) 通勤距離が片道15キロメートル以 上20キロメートル未満 <u>月額10,400円</u> (5) 通勤距離が片道20キロメートル以														
通勤手当支給対象職員	通勤手当の額														
ア [略]	[略]														
イ 通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車、自動二輪車、その他任命権者が特に承認する（1）・（2） [略]（3） 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 <u>月額7,100円</u> （4） 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 <u>月額10,000円</u> （5） 通勤距離が片道20キロメートル以	次の各号に掲げる区分に定める額にそ の者の支給対象期間における月数を乗 じて得た額 (1)・(2) [略] (3) 通勤距離が片道10キロメートル以 上15キロメートル未満 <u>月額7,100円</u> (4) 通勤距離が片道15キロメートル以 上20キロメートル未満 <u>月額10,000円</u> (5) 通勤距離が片道20キロメートル以														

改正後(案)		現行	
		上25キロメートル未満 月額13,500 田 (6) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満 月額16,600 田 (7) 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満 月額19,700 田 (8) 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満 月額22,800 田 (9) 通勤距離が片道40キロメートル以上 月額25,900円 ウ [略] [略]	上25キロメートル未満 月額12,900 田 (6) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満 月額15,800 田 (7) 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満 月額18,700 田 (8) 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満 月額21,600 田 (9) 通勤距離が片道40キロメートル以上 月額24,400円 ウ [略] [略]
2～6	[略]	2～6 [略]	2～6 [略]
第36条	[略]	第36条 [略]	第36条 [略]
2	期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]
3	定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。
4～6	[略]	4～6 [略]	4～6 [略]

改正後（案）		現行
(勤勉手当)		(勤勉手当)
第37条　〔略〕	第37条　〔略〕	(勤勉手当)
2　〔略〕	2　〔略〕	(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額
		3～5　〔略〕
		(超過勤務手当に係る勤務時間の計算等)
		第30条　時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、1の月の当該勤務の全時間数（支給割合を異なる部分があるときは、その異にする部分ごとに計算した時間数）により計算する。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分未満はこれを切り捨て、30分以上はこれを1時間に切り上げるものとする。
		(期末手当)
		第36条　〔略〕
	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額

改正後（案）	現行
に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]	に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について は、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。 4～6 [略] (勤勉手当)	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について は、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 [略] (勤勉手当)
第37条 [略] 2 [略]	第37条 [略] 2 [略]
(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額 (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額 3～5 [略]	(1) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 [略]
[第3条 枝方寢屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係] (期末手当) 第8条 [略]	[第3条 枝方寢屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係] (期末手当) 第8条 [略]

改正後（案）	現行
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>(任命権者が支給する勤勉手当の額の総額)</p> <p>第25条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項(第19条第2項において準用する場合を含む。)の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>(任命権者が支給する勤勉手当の額の総額)</p> <p>第25条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項(第19条第2項において準用する場合を含む。)の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>
<p>2 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に規則で定める非常勤の職員として在職し、施行日にパートタイム会計年度任用職員となった者の基準月額は、第12条第4項の規定にかかわらず、施行日の前日におけるその者の報酬額<u>_____</u>に基づき規則で定めるところにより決定される号給に応じた給料月額に、当該額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>〔削除〕</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に規則で定める非常勤の職員として在職し、施行日にパートタイム会計年度任用職員となった者の基準月額は、第11条第4項の規定にかかわらず、施行日の前日におけるその者の報酬額（次項において「施行日前日報酬額」という。）に基づき規則で定めるところにより決定される号給に応じた給料月額に、当該額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、同項の規則で定めるところにより決定される号給が、その者の属する職務の級の最高の号給となる者の基準月</p>

改正後（案）	現行
	<p>額（当該者がパートタイム会計年度任用職員としての任期が満了した後に引き続き同一の職に任用された場合における基準月額を含む。）</p> <p>は、施行日前日報酬額との均衡を考慮して規則で定める。</p> <p><u>5</u> 施行日の前日に規則で定める非常勤の職員として在職し、施行日に会計年度任用職員となった者の基準日が令和2年6月1日である期末手当についての第8条及び第18条の規定の適用については、第8条第1項第3号及び第18条第1項第3号中「会計年度任用職員（」とあるのは、「附則第4項の規則で定める非常勤の職員（」とする。</p> <p><u>6</u> [略]</p>
<u>4</u> 施行日の前日に規則で定める非常勤の職員として在職し、施行日に会計年度任用職員となった者の基準日が令和2年6月1日である期末手当についての第8条及び第18条の規定の適用については、第8条第1項第3号及び第18条第1項第3号中「会計年度任用職員（」とあるのは、「附則第4項の規則で定める非常勤の職員（」とする。	<p>[第4条 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係]</p> <p>(期末手当)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>[略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(任命権者が支給する勤勉手当の額の総額)</p>
	<p>額（当該者がパートタイム会計年度任用職員としての任期が満了した後に引き続き同一の職に任用された場合における基準月額を含む。）</p> <p>は、施行日前日報酬額との均衡を考慮して規則で定める。</p> <p><u>5</u> 施行日の前日に規則で定める非常勤の職員として在職し、施行日に会計年度任用職員となった者の基準日が令和2年6月1日である期末手当についての第8条及び第17条の規定の適用については、第8条第1項第3号及び第17条第1項第3号中「会計年度任用職員（」とあるのは、「附則第5項の規則で定める非常勤の職員（」とする。</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>(任命権者が支給する勤勉手当の額の総額)</p> <p><u>第25条</u> 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>

改正後（案）	現行																				
<p>2 [略]</p> <p>〔第5条 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係〕</p> <p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第4条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>405,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>455,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>508,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>574,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 [略]</p> <p>(特定任期付職員等に係る給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 特定任期付職員に対する給与条例第36条第2項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の232.5」とする。</p>	号給	給料月額	1	405,000円	2	455,000円	3	508,000円	4	574,000円	<p>2 [略]</p> <p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第4条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>392,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>440,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>555,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 [略]</p> <p>(特定任期付職員等に係る給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 特定任期付職員に対する給与条例第36条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の230」とする。</p>	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円
号給	給料月額																				
1	405,000円																				
2	455,000円																				
3	508,000円																				
4	574,000円																				
号給	給料月額																				
1	392,000円																				
2	440,000円																				
3	492,000円																				
4	555,000円																				